

令和3年第1回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和3年3月8日（月曜日）

◎出席議員（13名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君
13番	吉 田 敏 男 君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町選挙管理委員会委員長	平 野 隆 一 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～P 4＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 報告第 1 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について＜P 4＞
- 日程第 5 報告第 2 号 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について＜P 4＞
- 日程第 6 行政報告（町長）＜P 4～P 5＞
- 日程第 7 行政執行方針（町長・教育長・農業委員会会長）＜P 5～P 18＞
- 日程第 8 報告第 3 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 18＞
- 日程第 9 議案第 11 号 監査委員の選任について＜P 18～P 19＞
- 日程第 10 議案第 12 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について＜P 19～P 20＞
- 日程第 11 議案第 13 号 町道路線の認定について＜P 20～P 21＞
- 日程第 12 議案第 14 号 町道路線の変更について＜P 21＞
- 日程第 13 議案第 15 号 町道路線の廃止について＜P 22＞
- 日程第 14 議案第 16 号 第 3 期足寄町障がい者福祉計画・第 6 期足寄町障がい福祉計画・第 2 期足寄町障がい児福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）について＜P 22～P 27＞
- 日程第 15 議案第 17 号 足寄町議会議員及び足寄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について＜P 27～P 29＞
- 日程第 16 議案第 18 号 足寄町選挙公報の発行に関する条例の制定について＜P 29～P 30＞
- 日程第 17 議案第 19 号 足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例＜P 30＞
- 日程第 18 議案第 20 号 足寄町公の施設条例の一部を改正する条例＜P 30～P 31＞
- 日程第 19 議案第 21 号 足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例＜P 31～P 32＞
- 日程第 20 議案第 22 号 足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例＜P 32～P 33＞
- 日程第 21 議案第 23 号 足寄町介護保険条例の一部を改正する条例＜P 33～P 34＞
- 日程第 22 議案第 24 号 足寄町指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例＜P 34～P 35＞
- 日程第 23 議案第 25 号 足寄町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例＜P 35～P 37＞
- 日程第 24 議案第 26 号 足寄町公園条例の一部を改正する条例＜P 37＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、令和3年第1回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、5番田利正文君、6番熊澤芳潔君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 3月5日に開催されました、第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日3月8日から3月19日までの12日間とし、このうち、9日から15日までと計7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日3月8日は、議長の諸般の報告、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会から所管事務調査の報告を行います。

次に、町長から行政報告を受けた後、町長、教育長、農業委員会会長から行政執行方針を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第3号の報告を受けます。

次に、議案第11号から議案第15号までと議案第17号から議案第26号までを即決で審議いたします。

議案第16号については、文教厚生常任委員会へ付託し、会期中の審査といたします。

16日は一般質問を行います。

17日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第27号から議案第36号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第37号から議案第46号までの新年度予算案については、後日、提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し、会期中の審査といたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの12日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの12日間に決定をいたしました。

なお、12日間のうち、9日から15日までの7日間は休会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、7日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、3月10日水曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎ 報告第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第1号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を受けます。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎ 報告第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第2号文教厚生常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第6 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、2件の行政報告を申し上げます。

まず、役場庁舎渡り廊下の損壊についての御報告をいたします。

本年3月2日の午後1時52分、除雪作業中の建設課車両室職員が運転する除雪ドーザのプラウを、役場庁舎と消防総合庁舎を結ぶ延長約13メートルの渡り廊下下部に接触させ、損壊させる事故が発生いたしました。

原因につきましては、運転手がプラウを下げるべきところレバー操作のタイミングが遅れたためであります。

接触時に渡り廊下を通行する職員はおらず、幸いにもけが人等の発生はありませんでした。

損壊の状況につきましては、アルミ製の軒天井材が大きく剥がれ、少量のガラス片が落下したほか、断熱材が付近に散乱いたしました。

事故後は直ちに渡り廊下の使用を禁止するとともに、渡り廊下下部の通路を通行止めといたしました。

損壊箇所につきましては、3月4日午後から業者による応急復旧を行ったほか、散乱物につきましても同日建設課車両室において撤去作業を終えたことから、渡り廊下の使用禁止措置は5日に解除いたしました。

渡り廊下下部の通行禁止措置は、通行の安全確認ができ次第解除する予定であります。

現在、完全復旧に要する費用の積算作業を進めており、費用確定後、今後の議会に復旧費用を提案させていただく予定をしておりますが、迅速な対応が必要となり議会の議決を頂く時間的余裕がない場合は、専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本町が所有する全ての建物は、一般社団法人全国自治協会建物災害共済に加入しており、損害額のほぼ100%が填補される見込みであります。

今後も、職員に対し安全運転、周辺構造物への注意、確認の徹底を図り、再発防止に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする、足寄町下水道ストックマネジメント計画を策定いたしましたので、御報告いたします。

足寄町の下水道は平成6年度から事業開始し、現在の認可区域は315.1ヘクタールで、整備率は71.1%、下水道に接続している水洗化率は78%まで達しております。

下水道終末処理場は、平成12年度の供用開始から20年が経過し、9か所稼働しているマンホールポンプ所についても、最も古いもので17年が経過しております。

これら施設の機器・設備の更新には多額の費用がかかることから、国の社会資本整備総合交付金を活用して行うこととしており、そのためには下水道ストックマネジメント計画を策定することが必要であります。

下水道ストックマネジメント計画とは、中長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による機器・設備更新の優先順位づけを行った上で、施設全体の効率的な管理を図るための計画であります。

本町では、平成26年度に1期目の計画を策定し、平成27年度からの5か年計画で下水道終末処理場の建物、電気・機械設備の更新を行いました。

2期目となる今回の計画は、平成30年度から機器・設備の状態調査を行い、その結果を基に劣化状況と耐用年数を踏まえて令和3年度からの5か年計画を策定したもので、令和3年2月16日に北海道と最終協議を行い、国土交通省に提出しております。

本日は、別紙の足寄町下水道ストックマネジメント計画の概要版を配付させていただきました。

本計画に基づき、下水道終末処理場の電気設備、汚泥貯留槽の防食塗装、マンホールポ

ンプ所の機械、電気設備の更新を順次行っていくこととしておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます、御報告といたします。

以上、2点、行政報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 行政執行方針

○議長（吉田敏男君） 日程第7 行政執行方針について、町長から行政執行方針を申し述べます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、令和3年度行政執行方針を申し上げます。

令和3年第1回足寄町議会定例会の開催に当たり、私の町政執行に臨む基本姿勢と主要な施策について所信を申し上げます。

町民の皆様の負託を受け、町長という重責を担わせていただいてから間もなく2年がたとうとしています。

今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は人類の生命と健康に脅威をもたらし、経済活動の停滞、雇用情勢の悪化など、これまでにない非常に厳しい状況が全世界で続いています。

医療・介護現場において、感染リスクと隣り合わせの厳しい環境の中、地域医療を守るため、支援が必要な方へのサービスを提供するため、そのほか私たちの日常生活を送るために欠かせない仕事を維持するために御尽力されている方々に感謝申し上げます。

昨年2月28日には北海道による緊急事態宣言、4月7日には国による緊急事態宣言が発出され、子供たちの学びの場、日常生活、経済活動や趣味の活動をはじめ、様々な行動が大きく制約され、これまでに経験したことのない困難に直面をしています。

いまだ先行きが見通せない新型コロナウイルス感染症の対策についてですが、町民の皆様生命と健康を守り、地域経済への影響を

最小限とすることを最優先に考え、国や北海道など関係機関との連携を密にし、感染拡大防止の徹底と安心・安全な新たな日常生活、経済活動の回復に向けた取組を進めてまいります。

ワクチン接種につきましては、国保病院のほか、町内医療機関の御協力を頂き、個別接種を基本に町民が不安なく円滑にワクチン接種を受けることができる体制を構築するための準備を進めております。

2月末現在、ワクチンの市町村への供給見通しが不透明な状況にあります。北海道からの情報によりますと、一般の医療従事者向け優先接種のワクチンが3月上旬から、高齢者向け優先接種のワクチンが4月5日の週から順次出荷される予定とのことです。

足寄町における対象者別のスケジュールを含めたワクチン接種に関する確定情報等、町民の皆様にお伝えすべき情報がそろい次第、新聞折り込みチラシ、自治会回覧、ホームページ等によりお知らせをいたします。

この1年、コロナ禍により多くのイベントが開催中止となりましたが、本町では大きな自然災害はなく、通常の行政サービスは各種計画に基づきおおむね順調に執行しております。

町の基幹産業である農業の関係では、全般的に平年作の1年となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、豆類は観光需要が低迷し、小豆を原料とするあん製品の需要激減により、相場が大幅に下落をしました。

畜産関係では、乳価引上げと乳量増により酪農部門は収入増となりましたが、外食や輸出需要等の激減により、和牛を含め個体の取引価格が落ち込みました。

このような状況により、足寄町農業協同組合の令和2年の農業生産高は約87億円と前年に比べ大きく減少しています。

人口減少対策は本町における最重要課題であり、基幹産業の農林業をしっかりと支援することが地域経済の振興、過疎対策に結びつく

ものと考えており、この地で暮らすことに幸せを感じられるまちを維持していくための施策をまとめた、第2期足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地方創生の取組を進めてまいります。

地方創生、人口減少対策の大きな柱である子育て応援出産祝い金贈呈、保育料完全無償化、学校給食費無償化、足寄高校存続に関する支援等の子育てと教育の支援は、その時々状況に応じた見直しを行い、「安心して子育てできる町、足寄町」を、引き続き町外にアピールできるまちづくりを進めてまいります。

あわせて、産業の振興と雇用の場を創出するための取組、時代の変化に合った福祉施策を進め、一人暮らしのお年寄りや障害者が安心して住み続けられる環境を充実してまいります。

国・地方とも厳しい財政状況が続いておりますが、「人にやさしいあしよる！町民に寄り添い、人をたいせつにするまちづくり」を常に意識して、町民目線で誠心誠意、足寄町の発展に取り組みます。

本町のまちづくりを進めていく上で指針となる足寄町第6次総合計画は、平成27年度から10年間の計画であり、この計画を時代の変化に即した見直しを行い、着実に実施することが私の責務と考えており、コロナ危機を脱却し、町民の誰もがこの足寄町に住んでよかったと思っていただける、安全で安心なまちの実現に向け、新年度予算編成に臨みました。

令和3年度予算編成の重点方針を、1点目に安全・安心な住みよいまちづくりの推進、2点目に産業振興の推進、3点目に学びと文化のまちづくりの推進、4点目に総合戦略による人口減少対策の推進、5点目に医療と介護・保健・福祉連携システムの推進の5点に定め、予算編成を行いました。

地方交付税を中心とする歳入の確保に明るい見通しがなく、歳出にあっては新設施設の維持管理費、委託料や公債費の増等、経常

経費が年々増加しており、住民生活に直結する予算の確保を優先し、投資効果が薄いもの、緊急性が低いもの、まだ更新しなくてもよいもの等は実施方法の再検討や次年度以降に繰延べを行っています。

新型コロナウイルス感染症は私たちの生活を一変させる出来事となった一方、人と人との直接の接触がなくとも社会活動が可能となる新しい生活様式の導入につながりました。中でも、ICT技術の浸透が私たちの生活を様々な面でよりよい方向に変化させる、デジタルトランスフォーメーション（DX）の考え方に基づく行政運営や働き方改革などは、私たちの生活に便利で欠かすことのできない取組になるものと考えられています。

政府は自治体を含む日本全体のICT化を加速するために、本年9月にデジタル庁の発足を予定しており、今後も国の動向を注視し、社会構造の変化に乗り遅れることなく行政のデジタル化に取り組み、町民の皆様の利便性の向上と行政の効率化を進めてまいります。

また、本年3月1日に町公式ホームページの全面リニューアルを行いました。アクセス数の多いスマートフォンやタブレット端末からの閲覧を考慮し、探しやすい見やすく分かりやすい、誰が見ても優しく必要な情報を提供できるホームページとなるよう、デザインや構成を改善しましたので、今後は情報の鮮度を保ち内容の充実を図ってまいります。

令和2年9月定例会で議決を頂いた高度無線環境整備推進事業、町内全域の光ケーブル敷設事業につきましては、400回線以上の加入数確保が必要でしたが、これまでに対象区域から505回線の申込みがあり、令和4年春のサービス提供に向け、NTT東日本により詳細設計が進められており、本年4月以降に光ケーブル敷設等の工事が始まります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワークやオンライン会議、学校でのリモート授業が普及し、人材不足による林業や建設現場でのIT化の需要も高まり、様々

な分野・地域で高速通信網の整備が必要とされています。

光ケーブルが町内全域に整備されることで、安心安全な暮らしを求めて過密な都会を離れ、オンラインで仕事ができる田舎暮らしを希望する移住者の受入れや、避難所となる集会施設のWi-Fi環境構築、携帯電話基地局の整備も進み、今後普及が見込まれる5Gを活用したスマート農業や遠隔医療等、様々なことに活用されることを期待しています。

次に、令和3年度各会計の予算等につきまして、項目ごとにその概要を御説明いたします。

まず、住環境の改善、定住促進と地域経済の活性化の取組として、町内建設業者施工による住宅・店舗等の新築及び増改築工事、賃貸住宅整備、空き家解体等を対象とした、住環境・店舗等整備補助事業を引き続き行うこととしております。

また、平成23年度から実施しているまちづくり活動支援補助金につきましても、住民参加によるまちづくりや住民の主体性が発揮できるまちづくり活動を支援する予算を計上しております。

ふるさと足寄応援寄附推進事業につきましては、寄附申込み窓口であるインターネットポータルサイトを2つ増やして3サイトにした結果、令和2年度収入は昨年度比3,000万円程度上回る見込みであります。

また、町内事業者の返礼品開発を支援する補助制度を創設するほか、インターネットポータルサイト数をさらに一つ増やし、寄附金増につなげてまいります。

地方創生推進事業では、十勝18町村と東京都台東区・墨田区の関係人口の創出拡大、両地域の新たな関係づくりを目指すため、引き続き十勝地域東京都台東区・墨田区連携事業に係る負担金を計上したほか、新たに新婚世帯を対象とする結婚新生活支援事業に取り組み、新居の住居費や引っ越し費用など、新生活のスタートに伴う経済的負担を軽減し、

新生活を支援してまいります。

また、住宅施策の取組として、移住希望者の募集や相談業務を行うとともに、北海道が運営するマッチングサイト支援の対象となる求人により、東京23区から足寄町に就職・就業した移住者等を支援するための予算を計上いたしました。

次に、公共施設等の管理につきましては、施設の長寿命化対策として上足寄集落センター及び上螺湾集会所の屋根、外壁塗装を行うほか、公営住宅では下愛冠団地の便器更新や下水道接続工事を行うなど、計画的な改修を進めてまいります。

交通安全の推進につきましては、昨年6月に喜登牛でのオートバイによる鹿との衝突死亡事故、10月には郊南1丁目の国道において高齢者の交通死亡事故により、2名の方が貴い命を落とされました。

改めてこうした不幸な事故が起きないように、老人クラブを対象とした交通安全教室の開催、通学時の小中学生の安全を確保する街頭指導、交通安全キャンペーンなど、関係機関、関係団体と連携して、一層の交通安全思想の普及啓発、交通死亡事故撲滅に向けた取組を進めてまいります。

また、夜光反射材の住民配布や死亡事故が発生した郊南地区に注意喚起看板を設置し、季節ごとに交通安全の重点目標を定め、様々な活動を行ってまいります。

次に、住民活動の推進であります。自治会は地域に暮らす町民の皆様が、自分の住む地域で安心して暮らせるよう、防災・防犯・地域福祉・環境衛生など様々な取組を通して、住みよい地域づくりを担う中心的な組織であります。昨年2月以降、自治会の定期総会や様々な自治会の行事が中止となり、自治会活動が大幅に縮小されている状況にあります。こうした状況下においても地域における人と人とのつながりを維持していけるよう、地域の皆様と知恵を出し合い、花いっぱい運動や環境美化、自主防災組織などの地域の安全・安心のための単位自治会や自治会連合会

の取組に引き続き支援を行います。

次に、新エネルギー利用の推進では、資源とエネルギーの環境による地域経済の振興を図るため、平成16年度より住宅用太陽光発電システムの導入支援を行ってまいりましたが、国の固定価格買取制度（FIT）にて一定の支援が行われていることから、太陽光発電に係る支援を令和2年度で終了することといたしました。なお、ペレットストーブ導入支援は、令和2年度から補助上限額を20万円から30万円に引き上げ、再生可能エネルギーの推進を図ってまいります。

次に、福祉施策の推進について申し上げます。

障がい児・者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直しを行い、本定例会に提案しておりますが、令和3年度は障害者地域生活支援拠点施設を新築し、障がい児・者の居住支援と障がい児・者の生活を地域全体で支える体制の整備を進めます。

子育て支援の充実につきましては、子育て安心基金を財源に、引き続き出産祝い金の支給をはじめ、認定こども園、僻地保育所、家庭的保育、そして学童保育所の保育料完全無償化を継続してまいります。

また、今年度から出産後1年以内の母子に対する産後ケア事業が市町村の努力義務となり、本町においても訪問型及びデイサービス利用型の事業を行い、母子とその御家族が健やかに生活できるよう支援を行います。

子育て応援出産祝い金にあっては、平成29年度は33人、平成30年度は50人、令和元年度は35人の出生にお祝いをいたしました。令和2年度は31人を見込んでおり、出生者数は減少していますが、人口減少対策に一定の効果があるものと考えております。

高齢者福祉施策では、福祉課総合支援相談室を中心に医療機関や介護サービス事業所等の情報共有を一層進め、特に医療保険や介護保険の制度改正、介護保険サービスを取り巻く時代の変化に対応した特別養護老人ホー

ムの建て替え等も含めた新たな医療と介護・保健・福祉の連携システムの構築に向けた取組を進めてまいります。

また、町内の介護療養型老人保健施設に経営安定資金を助成するほか、社会福祉法人あしよる敬愛会が運営するケアハウス銀河の里あしよるに対しても経営安定資金を助成し、介護サービス等の円滑な提供を支援します。

また、介護人材の確保・育成事業といたしまして、修学資金貸付金、就業支援等補助金、介護福祉士資格取得等補助金等の制度を継続し、介護事業の円滑な運営を支援してまいります。

次に、町民の命と健康を守る取組ですが、予防検診経費といたしまして、PETがん検診やPET乳がん、脳ドック検診、ヘリカルCT肺がん検診等の受診に引き続き支援を行います。

感染症対策では、令和元年度から開始した風疹予防接種事業の最終年度として、風疹の抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和41年4月1日生まれの男性に対してクーポン券を送付し、抗体検査と予防接種費用の公費負担を実施いたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、任意で受けるPCR検査等の費用の一部助成や、福祉・医療施設に対し、感染予防対策支援交付金を交付します。

次に、僻地患者輸送車整備事業につきましては、老朽化が著しく故障が頻発している車両の更新を図り、安心安全な運行を確保いたします。

また、ごみ処理につきましては、平成31年4月から新たな分別・収集体制に移行し、帯広市にあるくりりんセンターにごみの搬入を行っていますが、これまで大きな問題もなく順調に推移しております。

今後、生ごみの水分除去の徹底、コンポストや生ごみ処理器購入に対する助成、自治会等による資源集団回収をはじめとしたリサイクル活動の普及を図り、足寄町から排出されるごみの減量化に努めてまいります。

次に、農林業施策の推進について申し上げます。

この3月で稼働後2年を迎える芽登地区のJAあしよるバイオマスセンターでは、北海道電力に売電をしていますが、家畜排せつ物の受入量を当初計画では1,000頭分と見込んでいましたが、現在は約800頭分の受入れをしており、発電能力を上げるために足寄町農業協同組合の他部門で発生する残渣物を投入した結果、令和元年の発電量が当初計画に比べ約60%でありましたが、現在は約80%の発電量に改善されております。さらなる収入増のために、家畜排せつ物の受入量を確保するとともに、消化液や再生敷料の有効活用に向けた取組を進める予定とお聞きしております。

このバイオガスプラントの安定稼働が足寄町における今後の大規模酪農経営、地域循環型農業推進の試金石と位置づけており、足寄町農業協同組合による健全なプラント運営が維持できるよう、行政としてどのような支援が可能か引き続き検討を進めてまいります。

また、新町の温泉イチゴハウスにあっては、令和元年度に環境省の補助制度を活用して、ケアハウス銀河の里あしよるの余剰温泉水をイチゴハウス増棟分の暖房用熱源として供給するための管路工事と、温泉水に含まれているメタンガスを抽出して発電するための設備工事を行いました。温泉の自噴量が安定せず、発電施設に供給される温泉水の供給量が不十分なことから、令和2年度より北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所に御協力を頂き、原因究明とその対策、年間を通じたエネルギーの供給量調査、経済面からの検証等を進めており、令和3年度は温泉くみ上げに最適な揚湯量等を調査する揚湯試験を行うために、配電設備工事費等の予算を計上しています。

農業振興対策といたしましては、足寄町農業協同組合が平成31年度から令和5年度までを計画期間として策定した地域振興計画に基づき、生産者と一丸となって足寄型農業の

確立に向けた取組を進めていることから、基幹産業の持続的発展を支えるため、引き続き支援を行ってまいります。

個別の取組として1点目は、平成30年度着工の道営農業競争力強化基盤整備事業畑地帯総合整備（担い手育成型）足寄地区において、畑地帯の基盤整備及び湿害対策として令和3年度は区画整理、暗渠排水工事等を進め、生産性・所得の向上を図ってまいります。

また、道営水利施設等保全高度化事業の営農用水整備事業として、中足寄地区及び西足寄地区において、令和元年から浄水場と配水管路の整備を進めており、地域の水利施設の安定と経営安定を図ってまいります。

2点目は、農業担い手確保と育成対策であります。これまで20戸が新規に就農し、現在は新規就農志向者として4組が準備を進めており、国の農業次世代人材投資資金事業と協調して、就農支援を行ってまいります。

3点目は、国の多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金の各制度を活用して、足寄町農業再生協議会を中心に関係機関と連携し、将来にわたって農業と集落を維持するための取組に対し積極的に支援してまいります。

4点目は、畜産経営の安定と向上を図るために規模拡大等を行う意欲ある畜産農業者に対する無利子の畜産振興資金貸付を継続してまいります。

5点目は、6次産業化と農業人材育成事業の取組として、チーズやイチゴ等を原料とした新たな特産品の開発やPR活動、施設園芸作物及び野菜栽培に係る人材育成を進めるために、引き続き地域おこし協力隊に係る予算を計上しております。

次に、林業振興について申し上げます。

将来にわたって森林の恵みを楽しむまちづくりを進めるため、引き続き木質資源の循環と森林の公益的機能を維持するための管理運営を行ってまいります。

森林環境譲与税を財源に、森林整備の推

進、人材育成と担い手確保、森林行政の体制強化を柱に、適正な森林施業と森林保全、民有林振興につながる取組を関係機関と連携し、計画的かつ効果的に進めることとしています。

次に、商工観光振興対策について申し上げます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症の影響により、商工業者は感染予防対策や大幅な売上げの減少など、これまでにない厳しい状況が続いております。令和2年度には商工業者への支援策として、事業継続支援金の支給を3回、足寄町商工会による2回のプレミアム商品券発行事業、販売促進のためのクーポン券発行事業、足寄町スタンプ会の銀河カード普及に係る支援など、感染症対策等を行う小規模事業者に支援を行ってきました。

また、実質無利子・無担保の新型コロナウイルス感染症対策の融資制度を事業者にもスムーズに利用していただけるよう、町内金融機関と連携して支援を行っています。引き続き、商工会や金融機関等と緊密に連携して適切な時期に適切な支援を行うよう努めてまいります。

また、足寄町商工会では、小規模事業者の持続的な発展を支援する経営発達支援計画に基づき取組を推進しており、国の持続化補助金の対象とならなかったものの経営持続に必要と認められる経費に対し、引き続き商工会を通じて支援を行ってまいります。

2点目として、令和2年度は各種イベントを開催できませんでしたが、令和3年度は第1回足寄ふるさとラワンブキまつりと第41回足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会の開催の可否と開催方法について、感染状況や感染リスクをはじめとした様々な状況を考慮し、実行委員会と協議してまいります。

3点目は、施設の老朽化により平成29年に閉店したオンネトー茶屋に代わる施設として整備をするオンネトー休憩舎は、環境省が進めている国立公園満喫プロジェクトの一環の取組であり、令和2年度に基礎工事を終

え、令和3年度は建築主体工事等に係る予算を本定例会に提案しており、施設の備品等購入経費につきましては本年9月以降の議会に予算提案を予定しています。

4点目は、地場産品開発や起業等を支援する足寄町産業振興事業補助金を本年度も引き続き予算措置しています。

5点目は、地域おこし協力隊による地域産業活性化事業の取組であります。令和2年に特産品開発や観光振興を行う協力隊を2名配置しており、引き続き2名体制で観光及び産業の活性化を図ってまいります。

次に、土木関係の事業について申し上げます。

地籍事業につきましては、計画に沿って平成30年度着手2地区、令和元年度着手1地区及び令和2年度着手1地区について事業を進めてまいります。

また、大誉地の一部10.58平方キロメートルについては、令和3年度に新規地区として着手し、土地の位置づけの明確化を進めてまいります。

次に、除雪機械購入事業につきましては、平成12年度に寄贈を受けたショベルローダーの老朽化が著しいことから更新を行います。

橋梁長寿命化修繕事業では、糠南大橋の調査設計、喜登牛第1号橋の修繕等を行い、橋梁長寿命化点検業務として共栄橋ほか63橋の点検を行います。

また、道路ストック修繕事業として、共励線の舗装改修及び足寄白糠線の調査設計を行い、生活道路等の整備改善を図ります。

また、町道整備工事や傷んだ舗装の補修工事、街路灯のLED化等を総合計画に沿って進めてまいります。

公園事業につきましては、里見が丘公園再整備事業として野球場とサッカー場の部分改修、園内大駐車場の舗装更新を行い、そのほかの公園につきましても、長寿命化を図るため計画的に遊具や設備の修繕を進めます。

次に、消防体制の推進についてであります

が、常備消防管理経費ではとちまち広域消防事務組合負担金等を、非常備消防管理経費では主に消防団に要する経費を計上しています。

とちまち広域消防事務組合の事業では、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線機器が令和4年度に部分更新を迎えることから、分析評価業務を行い更新事業の効率化を図ります。

また、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者の円滑な通報を可能にするNet119緊急通報システムを導入し、通信指令体制の強化を図ります。さらに、組合ネットワークのシステムが令和3年4月1日から運用開始となり、大規模災害時における情報共有と業務連携の強化、財務会計と給与事務の一元化により事務の効率化を図ります。

消防水利施設整備事業では、老朽化が進んでいる消火栓3基の更新工事費を計上しております。

消防体制につきましては、複雑多様化する災害に対応するため、より実践に即した訓練を行い、出動計画に基づく消防部隊の適正な運用に努めるとともに、地域防災力の要である消防団員の確保と装備の充実を図り、時代のニーズに即した消防体制の強化に努めてまいります。

また、火災を減らすためには一人一人の防火意識が重要なことから、年間を通して防火啓発を行い、町民の防火意識を高めることに努めてまいります。

救急体制については、高齢化による救急件数の増加と救急業務の高度化に対応するため、気管挿管や薬剤投与等の救急救命士を主体とした研修を進めてまいります。また、救命率の向上には早期の心肺蘇生が重要であることから、町民に対する救命講習の拡充に努めてまいります。引き続き、町民の安全・安心を確保するため、消防署、消防団と関係機関が連携して、地域実情や社会情勢に対応した消防行政の推進に努めてまいります。

次に、防災関係について申し上げます。

防災行政無線施設の整備が完了して以降、全世帯への戸別受信機配備に向けた取組を進めており、現在の配備状況は一般世帯に2,159台、町内企業には76台を配備しており、配備率は約72%となりました。引き続き災害情報等を確実に届けるために、未配備世帯の解消に向けた取組を進めてまいります。

また、頻発する異常気象や地震、火山噴火、大規模停電等の災害に備えるために、引き続き自主防災組織の結成に係る支援の強化を図るとともに、防災資機材の増強等を行います。

また、公衆浴場整備の関係では、議会特別委員会報告書の内容や新しい生活様式等を踏まえ、役場内の検討会において、設置場所や施設規模、整備内容や財源、運営形態等について検討しております。

民間事業者による施設整備の可能性がなくなり、自宅にお風呂がない町民、気軽に温泉を楽しみたい町民のための浴場で、町外からの利用者もある程度想定した小ぢんまりとした浴場を、町が有する泉源を活用して整備をできないかという方向で役場内検討会ではまとまりました。

里見が丘公園の源泉が昨年末からの一時期、水位低下により暖房等に必要湯量を揚湯できなかったこともあり、教育費の総合体育館運営費におきまして、北海道立総合研究機構の御協力も頂き、浴場に供給できる十分な湯量と温度が維持できるか、温泉くみ上げに最適な揚湯量等を調査する揚湯試験を行うための委託料を予算計上しております。

次に、特別会計について申し上げます。

特別会計及び企業会計では、それぞれの会計の設置目的に沿い、できるだけ簡素で効率的な会計運営を意識して事業執行を進めてまいります。

簡易水道事業につきましては、引き続き施設維持管理業務の充実と安心・安全な水道水の安定的な供給を図ってまいります。

公共下水道事業につきましては、下愛冠1

丁目及び4丁目の一部、並びに南6条7丁目に污水管整備工事を実施し、未普及地区の解消を図るとともに、污水管の高圧洗浄やカメラ調査を行い、適正な維持管理を行ってまいります。

また、公営企業法適用化につきましては、令和6年度の移行を目標に、引き続き準備を進めてまいります。

また、下水道終末処理場につきましては、長寿命化のための計画的な改築を進めるために、ストックマネジメント計画に基づき電気・機械の一部の更新に係る詳細設計を行います。

次に、介護保険特別会計では、本年2月の第2回臨時会におきまして議決を頂きました第8期介護保険事業計画の内容に基づき、必要な予算措置を行っております。

次に、介護サービス事業特別会計ですが、特別養護老人ホームの運営に当たっては、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に努め、家庭的な雰囲気の中でその人らしい暮らしを保つことができるよう、利用者の健康保持、安全・安心な生活を送ることができる施設づくりを今後も進めてまいります。

また、現施設は老朽化が進んでいることから、足寄町における新たな医療と介護・保健・福祉の連携を進める上でも、特別養護老人ホームをどのような規模、構成で建て替えるべきか、地域包括ケア等に係る国の動向等を踏まえ国保病院、さらに介護療養型老人保健施設あづまの里とも密接な連携を図り検討を進めてまいります。

次に、企業会計について申し上げます。

上水道事業につきましては、安心・安全な水道水の安定的な供給を図るため、老朽管路の更新と道路改良事業に伴う配水管敷設替事業を進めてまいります。

次に、国民健康保険病院事業会計についてありますが、国保病院は町民の皆様がいつでも安心して必要な医療を受けられるよう、3名の常勤医師と14名の非常勤医師により

9科を標榜し診療を行っております。また、大学病院と管内外の医療機関から御支援を頂きながら救急告示医療機関として24時間365日の救急患者受入体制を整えているところでもあります。引き続き、安定的な診療体制の確保に向けて、懸案事項となっております常勤医師の招聘に向けた取組や医療従事者の確保に努めるとともに、医療機器の計画的な更新、施設の維持・補修等、診療体制の強化と医療環境の整備を進めてまいります。

コロナ禍の影響もあって、入院、外来とも患者数が減少し、一段と厳しい経営環境が続いており、先行きが不透明な状況にあります。町民の健康と生命を守る地域における基幹病院としての役割を担うとともに、住民の皆様へ安心と信頼を持って受診していただける病院を目指し、医療サービスと費用対効果の両面を十分に考慮しながら、経営収支の改善に取り組んでまいります。

以上、項目ごとの概要説明を申し上げましたが、今回の予算編成に当たっては、財政の健全化を念頭に置き、緊急性や必要性、経費の節減等を十分に考慮し、財源につきましては町税、地方交付税等においては不透明な部分が多いものの過大にならないように算定し、限られた財源の効率的配分や国の補助制度等を可能な限り活用した予算編成を行いました。

申し上げました内容を主として令和3年度の予算を編成いたしました結果、各会計の予算案規模は、一般会計が92億7,182万4,000円、前年度当初比2.2%増。特別会計の計が28億9,211万2,000円、前年度当初比1.8%減。企業会計の計が16億3,431万5,000円、前年度当初比1%減。合計が137億9,825万1,000円、前年度当初比1%増となりました。

一般会計の歳入では、前年度当初比で、町税は4.3%増の9億4,171万9,000円を、地方交付税は1.4%増の43億2,329万3,000円を、基金繰入金は財政調整基金や公共施設建設等基金など7基金から

0.8%増の8億63万5,000円を、町債においては辺地対策事業債や過疎対策事業債等1.3%減の7億5,268万1,000円を見込んでおります。

なお、当初予算では新型コロナウイルス感染症対策経費として、学童保育所や子どもセンター、小中学校の感染予防経費、福祉・医療施設の感染予防対策支援金、ワクチン接種関連経費等、合わせて約5,670万円を計上しております。

また、ワクチン接種等に係る追加経費、売上げの減少が続く商工業者の事業継続を支援するための経費、プレミアム商品券発行に係る経費等につきましては、当初予算編成に間に合わなかったことから、令和3年度一般会計の第1号補正予算として、本定例会の開会中に追加提案をさせていただく予定をしております。

第3次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の本町限度額は、1億2,465万8,000円となっており、感染拡大防止と地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図るため、関係団体等との情報交換を行った後に実施計画を取りまとめ、6月定例会でも事業執行に必要な予算を提案させていただく予定をしておりますが、迅速な対応が必要となり議会の議決を頂く時間的余裕がない場合には、専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、令和3年度の一般会計、特別会計及び企業会計予算案の概要説明も含め、行政執行方針を申し上げます。

引き続き、限りある財源を効果的に活用し、健全財政の堅持に努め、簡素で効率的な行財政運営と働き方改革を進める一方、住民の皆様との対話を大切にして、誰もが「住民にやさしい役場」と感じていただけるよう、議会との連携の下、協働のまちづくりを進めてまいり所存でありますので、町議会議員並びに住民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます、行政執行方針とさせていただきます。

きます。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

15分間、11時20分からスタートといたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、教育委員会から教育行政執行方針を申し述べます。

教育長 藤代和昭君。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 議長のお許しがありましたので、令和3年第1回足寄町議会定例会の開催に当たり、足寄町教育委員会の所管行政の執行に関する方針について申し上げます。

最初に基本姿勢についてです。

学校教育では、変化の激しい社会をしなやかに対応していくために、一人一人が自ら考え、判断し、行動できる自立した個人として、心豊かにたくましく生き抜いていく基礎を培うことが求められています。

一方、生涯学習では、情報及び知識基盤社会の進展に伴う情報提供や時代の要請を踏まえた学習機会、ライフステージに応じた学習内容などの充実を図り、自主的・主体的な学習活動を通して、その成果を自己実現やまちづくりに生かしていく持続可能な仕組みづくりを推進していかなければなりません。

足寄町教育委員会といたしましては、こうした状況を踏まえ、教育関連法や足寄町第6次総合計画及び第5次足寄町生涯学習推進計画などを基底に据え、総合教育会議の協議・調整を尊重し、学校や家庭、地域、関係機関・団体と連携を図りながら、地域の宝である子供たちの確かな学びと町民の生きがいとなる学び合いを推進してまいります。

以下、学校教育と生涯学習の推進について主な施策を申し上げます。

一つ目は、学校教育の推進についてですが、まず地域と共に歩む学校づくりに向け、

教育委員会が主体性を発揮し、校長会議・教頭会議を通して的確な指示及び指導等の徹底を図ってまいります。また、学校評議員会議・学校運営協議会や参観日の開催、保護者を含めた学校評価や地域教育資源の活用などを通し、信頼され安心して託される学校づくりを推進してまいります。

次に、社会に開かれた教育課程の適正実施に努めるとともに、生涯学習推進アドバイザーを活用した指導・助言や進行管理を通し、知徳体のバランスが取れた管理・運営を図ってまいります。

具体的な方策としまして、「確かな学力」では、町費による特別支援教育支援員及び足寄小学校への期限付教諭の配置による少人数指導や習熟度別学習、長期休業中の学習機会の提供、家庭への啓発活動などに取り組んでまいります。

また、全国学力・学習状況調査や足寄町生涯学習研究所の学力調査・分析を踏まえ、各小中学校に学力向上推進プランを明示し、主体的・対話的で深い学びの授業改善を通して学力向上を図ってまいります。

「豊かな心」では、道徳教育を重視し、特別の教科道徳を通して命の大切さや思いやりの心の涵養、教育相談の充実、読書活動の推進、情報モラル教育の徹底等に取り組んでまいります。特に読書につきましては、想像力や共感性の豊かな感性を育む学校図書の実践に向け、引き続き図書の計画的な整備や町図書館との連携に取り組んでまいります。

また、いじめは誰にでも起こり得る、犯罪である、命や人権に関わる問題であるとの共通理解に立ち、足寄町いじめ防止基本方針に基づいた未然防止や早期発見及び迅速対応、学校・保護者・関係機関との速やかな連携などに努めるとともに、重大事案につきましては総合教育会議で協議・調整してまいります。

「健やかな体」では、全国体力・運動能力運動習慣等調査や新体力テストの実施結果を踏まえ、教科体育の充実や体力づくり運動の

日常実践化に努め、体力向上や運動の習慣化を推進してまいります。

さらに、今日的な教育課題につきまして、食育では栄養教諭の効果的な活用を図り、食に関する指導を推進するとともに、学校給食の衛生・安全管理の充実に努めてまいります。また、魅力ある献立を通し、地場産食材の積極的な活用によるふるさと給食やリクエスト給食を継続し、安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

国際理解教育では、国際交流員を活用した小学校の英語教科や外国語活動及び中学校の英語教科などの支援を図り、英語力の向上や異文化理解など国際理解教育の推進に努めてまいります。

キャリア教育では、関係機関・団体等との協力・調整を図り、職場訪問体験学習などを通し、望ましい職業観や勤労観を培ってまいります。

防災・交通安全教育では、いつでもどこでも起こり得ることを想定し、各教科の関連学習内容や実施訓練を通して災害への適切な迅速対応に努めるとともに、地域実態に応じた危機管理対応マニュアルの点検・見直しを図ってまいります。

I C T教育では、国のG I G Aスクール構想による児童生徒1人1台タブレット端末を整備して、一人一人に合った学びやオンライン授業等に活用し、情報活用や課題解決などの能力育成に努めてまいります。

特別支援教育では、社会的自立や合理的配慮を踏まえた個別指導計画や教育支援計画に基づいた教育活動の展開や学習支援員の継続配置、あしよろ子どもセンターとの連携など支援体制の充実に努めてまいります。

複式教育では、少人数のよさを生かしたきめ細かな指導計画による個に応じた指導や学習効果を高める集合学習及び町内的な交流学习を支援し、地域環境の特性を生かした複式教育の充実に努めてまいります。

足寄高等学校の存続、2間口確保に向けた取組につきましては、足寄高等学校振興会等

関係団体と協議・連携し、通学費補助や海外研修派遣事業、足寄町学習塾、多目的交流施設などに引き続き支援を継続してまいります。

学校給食につきましては、子育てや人口減少の対策として引き続き小・中・高の児童及び生徒に無償提供をしてまいります。

教育環境につきましては、校舎の老朽化に伴う施設・設備の改修や教職員住宅の改築等を計画的に進めてまいります。

また、喫緊の課題である教職員の働き方改革につきましては、足寄町アクションプランを策定し、超過勤務の上限や学校閉庁日、部活動休養日等を定め、教職員の負担軽減を図ってまいります。

二つ目は、生涯学習の推進についてです。

「笑顔がつながる学びあいのまち」を基本理念とした第5次足寄町生涯学習推進計画を踏まえ、生涯学習社会の実現に向けた社会教育の充実に努め、地域教材などを組み入れた多様な学習活動や教育委員会ホームページを活用した情報発信及び町民ニーズの把握に努め、町民の生きがいときずなづくりを図ってまいります。

家庭教育につきましては、子供が最初に接する社会が家庭であることから、家庭教育学級や子育て支援・学習と交流の会すくすくの充実に努めてまいります。また、あしよろ子どもセンターなどの子育てに携わる関係機関との連携による家庭教育、子育て支援の充実に努めてまいります。

青少年教育につきましては、人間形成の基盤が培われる時期に様々な体験活動を通し、自立と共生に富んだ豊かな人材を育成することが望まれており、地域の自然・文化・歴史などの地域素材を生かした体験学習活動「すすめ!あしよろ☆冒険王」の実施をはじめ、各種ボランティア活動やスポーツ活動、文化・芸術活動などの支援と育成に努めてまいります。また、長期休業中の居場所づくりとしましてチャレンジクラブを夏季間と冬季間にわたって実施し、学ぶ意欲や習慣化を図っ

てまいります。さらに地域の教育機関である北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄や九州大学北海道演習林との連携を図ってまいります。

成人教育につきましては、今後のまちづくりにとって欠くことのできない重要な視点であり、情報提供やリーダー養成を図る学習機会の充実に努めてまいります。

また、ふるさと足寄100年塾生きがいスクールや学遊校の活動として、多様な講座やボランティア活動への積極的な参加など、高齢者の生きがいにつながる豊かな学び合いを支援してまいります。さらに、女性ならではの経験と感性によって活躍する社会が求められており、女性の仲間づくりやまちづくりを推進するための学習機会や情報提供に努めてまいります。

国際交流につきましては、姉妹都市のウェタスキウィン市から招聘している国際交流員を活用し、保育園児の英語遊び活動ペーパーキッズや一般町民を対象とした英会話教室などを実施してまいります。

生涯学習の施設につきましては、町民センターと生涯学習館をまちづくり及びひとづくりに向けた学習拠点として位置づけ、学びやすく親しみやすい施設環境の充実に努めてまいります。とりわけ、図書館につきましては、図書の計画的購入や魅力ある事業及び情報発信を図り、町民が気軽に利用できる機能や利便性などの向上とともに、読書普及活動を推進してまいります。また、乳幼児・児童への読み聞かせや、乳幼児の絵本との出会いと親子の触れ合いなどを支援するブックスタート事業を継続して取り組んでまいります。さらに、子どもの読書活動推進計画に基づき、子供がより読書に興味を持ち親しむことができるよう、小中学校への移動図書や巡回配本、図書館司書の学校訪問相談や中学生図書館サポーター事業などを通し、子供の読書活動を推進してまいります。

文化・芸術活動の推進につきましては、各種文化団体等が行う自主的な活動を通して優

れた文化・芸術に触れる機会を提供し、地域文化の伝承や創作活動等を支援してまいります。

文化財につきましては、郷土資料館において町の歴史や発展の資料を数多く保存していることから、郷土の歴史や文化継承が町民や学校教育、社会教育にも有効活用できるよう資料の整理や展示の工夫、情報提供などに努めてまいります。

足寄動物化石博物館につきましては、企画・運営の工夫や発掘体験活動などにより入館者の充実に努めており、本町の象徴的な学術施設としてさらに価値を高めるための連携を図ってまいります。

体育・スポーツの振興につきましては、町民皆スポーツを目指し、「いつでも・どこでも・だれでも」スポーツに参加できる機会の拡充や各種スポーツ施設の安全点検並びに計画的整備を図ってまいります。

また、各関係機関・団体と連携し、指導者の育成や指導体制の充実に努めてまいります。さらに、各種スポーツ大会や出前教室、学校開放事業、総合型地域スポーツクラブの育成などを通し、スポーツの振興と普及に努めてまいります。

以上、令和3年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

町議会議員並びに町民の皆様のご理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 次に、農業委員会から活動方針を申し述べます。

農業委員会会長 齋藤陽敬君。

○農業委員会会長（齋藤陽敬君） 議長のお許しを得ましたので、令和3年第1回足寄町議会定例会の開催に当たり、足寄町農業委員会活動方針を申し上げます。

昨年の本町農業については、春先の干ばつ、曇天、また夏期間の極端な高温の影響はありましたが、畑作物全体としては平年作を確保できた1年となりました。

農産関係の小麦は、播種後の温暖な気候により分けつが進みましたが、冬季の降雪が少

ないことから一部凍害の被害を受けました。

6月の開花期には気候にも恵まれましたが、それ以降の実の太りに必要な日照不足をしたことから細麦傾向となり、地域によっては収量の格差が大きい作柄となりました。

豆類は、8月の上旬の高温の影響を受けてさや数が減少し、早熟傾向から小粒が目立ち、平均反収は平年作となりました。価格面においては、新型コロナウイルス感染症の影響で観光需要が低迷し、小豆を原料とするあん製品の消費が激減したことから、取引価格の相場が値崩れの推移となっております。

そのほか、秋作物に関しても、全体的には平年作を確保することができましたが、圃場による格差が大きいことから、基盤整備及び土づくりの重要性を痛感しております。

畜産関係は、酪農については前年の乳量を超えることができたが、個体販売の価格は新型コロナウイルス感染症の影響から、和牛を含めて下落傾向にあり、安定した更新牛の確保が危惧されるところであります。

新型コロナウイルス感染症については、現在も終息の気配が見えないことから、今後においてもさらなる農業への影響を危惧しております。

このような状況下ではありますが、本年こそは豊かな実りの秋を期待するところであります。

農業委員会業務における活動方針について、次のとおり申し上げます。

1点目に、農地等の利用最適化について申し上げます。

農業委員会の主たる業務は、農地等利用の最適化であります。この業務を具体的に言うと、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入者の促進であります。

担い手への農地利用の集積・集約化については、担い手の農業経営の規模拡大を図り、農地利用集積計画により農地の集積・集約化を推進します。また、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が実施する農

地売買等事業を活用してまいります。

耕作放棄地の発生防止・解消については、担い手の高齢化・後継者不足による農地利用の減少や、昨今の農業機械の大型化に伴う耕作不適地の遊休化が危惧されておりますが、現在も継続して取り組んでおります農地パトロール等で農地利用の実態を調査し、耕作放棄地の発生防止及び解消に向けて取り組んでまいります。もちろん農地としての活用を第一としますが、耕作不適地は農地以外の利活用も視野に入れて、関係機関等と協議してまいります。

新規参入促進については、認定農業者・認定新規就農者等、意欲ある担い手に対して、農地の利用調整が図られるよう対応します。また、農地所有適格法人及び参入法人に対して、農地利用における地域農業者との調整、指導を図ってまいります。

農地等の利用最適化の全体を通して、農業委員会は農地の保有及び利用等の情報提供を目的として、人・農地プラン等地域における農業者による協議の場へ参加します。

2点目に、法令所掌事務の実施について申し上げます。

農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律、その他法令に基づく農地行政の事務を適切に実施します。

農地の現地調査、利用調整会議を開催して、毎月の総会及び全員協議会において、農地の権利移動・転用等に関する事案についてを審議いたします。

3点目に、農業者年金への加入推進と家族経営協定の啓発についてを申し上げます。

農業者年金は、国民年金と合わせて老後の生活を豊かにするために、年金相談会等を開催して農業者年金への加入推進をしてまいります。また、家族経営協定の啓発についても、農業経営において一番必要とするパートナーや後継者に対して図ってまいります。

4点目に、農業後継者パートナー対策事業について申し上げます。

平成21年より農業後継者パートナー対策委員会を設置し、対策委員会の組織の一員として婚活ツアー等の事業を実施しております。昨年は残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響から、計画した婚活イベントはほぼ中止される事態となりました。本年についても予断を許さない状況ではありますが、委員会としては三町コラボ婚活イベントイン釧路を主体として、帯広市で6回開催されるガチコン、スイーツパーティー、札幌市で開催される北海道ふれあいツアーへの参加を計画しております。

本年も多くの方が参加したくなるような企画を提供し、一組でも成婚できるように足寄町農業協同組合青年部等と協力してまいります。

最後に、情報発信の取組については、足寄町ホームページ及び農業委員会だよりを通じて、農業委員会情報を発信し、またインターネットを活用して農地情報等を公表します。

本年は私たち農業委員にとって、任期3年における最終年度となります。これまで2年間、日頃の農業委員会活動を通じて農地行政に取り組んできました。

これからも担い手の皆様をはじめ、足寄町、足寄町農業協同組合及び一般社団法人北海道農業会議等関係機関と連携し、農地等の利用の最適化を推進してまいります。

以上、令和3年度足寄町農業委員会の活動方針を申し上げます。町議会議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政執行方針を終わります。

◎ 報告第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 報告第3号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題いたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 議案書の1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第3号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

令和2年11月20日から令和3年2月12日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により報告する工事又は製造の請負は、2ページにございます別紙のとおり2件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第11号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第11号監査委員の選任についての件を議題いたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第11号監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

提案する方につきましては、足寄郡足寄町南2条1丁目22番地、川村浩昭氏、昭和35年1月8日生まれでございます。

提案理由につきましては、令和3年3月31日をもって任期満了となることから、再任

をお願いするものでございます。

川村氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第11号監査委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

（「選任対象者は退席、従来求めているのていかなものなのですか」と呼ぶ者あり）

その件について、事務局長から説明させます。

○事務局長（櫻井保志君） 従来、議員さんが関係する人事案件等につきましては、その議員さんについては議場からの退席ということで行っておりますが、選任される方が議員さんでない場合につきましては、除斥の対象とは特にならないということで思っております。

○議長（吉田敏男君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 今の局長の今の現時点での説明はお分かりですけれども、代監にお聞きしますけれども、過去に退席した記憶ありませんか。過去に。今のあれが一貫してそういう局長の説明で今まで来たということは、過去に選任の指名を受けたとき代監さんとして退席した記憶はございませんかということです。

○議長（吉田敏男君） 代表監査委員。

○代表監査委員（川村浩昭君） お答えいたします。

今までの経緯でいきますと退席でしたので、退席する予定ではいまして。

以上です。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

ちょっと調整をさせていただきます。

午前11時51分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

監査委員の選任についての件を採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第11号監査委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第12号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるところでございます。

提案する方につきましては、足寄郡足寄町平和62番地の13、尾岸秀毅氏、昭和40年1月11日生まれでございます。

提案理由につきましては、令和3年5月8日をもって任期満了となることから、再任をお願いするものでございます。

尾岸氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省

略させていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

○議長（吉田敏男君） これで、午前中の審議は終了したいと思います。

1時再開といたしたいと思います。

暫時休憩であります。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第13号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第13号町道路線の認定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第13号町道路線の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

道路法第8条第2項の規定により、次の路線の認定をお願いするものでございます。

路線番号356号、路線名、中足寄市街17線通、起点位置、足寄町中足寄61番地先、終点位置、足寄町中足寄63番地先でございます。

認定の理由でございますが、当該路線は中足寄市街通と中足寄市街南1条通とを結ぶ連絡道路として従前より維持管理を行っておりましたが、令和2年10月15日付で財務省より道路敷地として譲与を受けたことから、新規に認定を行うものでございます。

次に、路線番号616号、路線名、西町4丁目4号通、起点位置、足寄町西町4丁目3番59、終点位置、足寄町西町4丁目3番60でございます。

認定の理由でございますが、地籍調査事業に伴い用地が確定し、当該路線と接続する西町4丁目2号通が令和2年度に整備完了したこともあり、町道認定することで周辺宅地の道路網形成が図られることから、今後適正な維持管理を行うため認定をお願いするものでございます

なお、6ページから7ページに新規路線位置図を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号町道路線の認定についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第13号町道路線の認定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号

○議長(吉田敏男君) 日程第12 議案第14号町道路線の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長(増田 徹君) ただいま議題となりました、議案第14号町道路線の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書8ページをお開き願います。

道路法第10条第3項の規定により、路線番号216番、路線名、塩幌愛冠線外3路線の起点または終点の変更をお願いするものでございます。

路線ごとの変更について御説明申し上げます。

路線番号216番、路線名、塩幌愛冠線につきましては、道路の一部で浸食が激しく山腹には崩壊箇所が見られるなど荒廃が進んでいることから、道路として機能をしている区間まで区域の変更及び字地番の変更を行うものでございます。

次に、路線番号420番、路線名、西町8丁目3号通につきましては、維持管理を行っている道路区域の一部が町道として認定されていなかったため、道路区間の延伸による位置及び字地番の変更を行うものでございます。

次に、路線番号422番、路線名、西町9

丁目6号通につきましては、維持管理を行っている道路区域の一部が町道として認定されていなかったことによる道路区間の延伸及び未供用区間の一部廃止による位置及び字地番の変更を行うものでございます。

次に、路線番号429番、路線名、下愛冠1丁目1号通につきましては、一般国道242号足寄町愛冠視距改良工事において、取付道路として整備された区間の追加による位置及び字地番の変更を行うものでございます。

なお、9ページから12ページに区域変更路線位置図を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号町道路線の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第14号町道路線の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第15号町道路線の廃止についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第15号町道路線の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。

道路法第10条第1項の規定により、路線番号222番、路線名、下塩幌線の廃止をお願いするものでございます。

本路線は一般国道242号線の旧道を町道として認定しておりましたが、長年にわたり住民に利用されておらず、本年度調査したところ、現況が原野になっている区間があるなど、今後においても町道として維持管理を行う必要がないことから廃止をお願いするものでございます。

なお、14ページに廃止路線位置図を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号町道路線の廃止についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第15号町道路線の廃止についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第16号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第16号第3期足寄町障がい者福祉計画・第6期足寄町障がい福祉計画・第2期足寄町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第16号第3期足寄町障がい者福祉計画・第6期足寄町障がい福祉計画・第2期足寄町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）についての、提案理由について御説明いたします。

15ページをお開きください。

足寄町議会総合条例第11条第1項の規定により、第3期足寄町障がい者福祉計画・第6期足寄町障がい福祉計画・第2期足寄町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）を別冊のとおり定めたいので、御提案するものでございます。

平成30年3月に策定した障がい福祉計画等の計画期間が令和2年度末で終了することから見直しを行うものです。

計画策定に当たり、障がい福祉計画等の具現化に向けた協議や提言を行う学識経験者、障害者団体、障害サービス事業者等の代表者や公募住民等により構成されております、足寄町障害者自立支援協議会におきまして、本年度3回の協議会を開催いただき、調査、審議、そして御意見を頂き、計画策定に御尽力いただきましたことに改めて厚くお礼を申し上げます。

本年2月9日開催の自立支援協議会において全員一致で了承されましたことから、本日計画提案をさせていただくものであります。

現在、計画書の最終校正を行っており、本日配付の計画書の一部に字句の修正等が行われる可能性があることにつきまして、御了承くださいますようお願いいたします。

ボリュームのある内容でございますので、重点項目や特に説明が必要と思われる内容等ポイントを絞らせていただいて御説明をさせていただきます。

計画書は第1章 総論、第2章 障がい者福祉計画、第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の3章により構成されており、足寄町議会総合条例第11条の規定では、障がい福祉計画のみが議決の必要な計画と規定されておりますが、障がい者福祉計画、そして障がい児福祉計画とも密接に関連する内容であり、3計画をまとめた別冊全体について、順に説明をさせていただきます。

別冊の計画書1ページをお開き願います。

最初に、第1章 総論、1、計画の基本的な考え方、1、計画策定の趣旨であります。障がい者基本法、障がい者総合支援法、障がい者差別解消法、児童福祉法等の法律に基づき、足寄町では障がい者福祉計画等3計画を一体の計画として策定し、基本理念である「障がいがあっても安心して暮らせる地域づくり」の実現を目指して、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。このたび、計画の期間が終了するに当たり、これまでの進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、第3期足寄町障がい者福祉計画等を策定するもので、国の指針の見直し等を踏まえ、相談支援体制の強化、充実や障害サービスの質の向上等について新たな項目を盛り込んで策定しております。

次に2ページ、2、計画の性格及び位置づけですが、(1)第3期足寄町障がい者福祉計画は、町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、法に基づく市

町村障害者計画に当たります。(2)第6期足寄町障がい福祉計画、第2期足寄町障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき令和5年度末における成果目標やサービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための実施計画です。それぞれ法に基づく市町村障害福祉計画、市町村障がい児福祉計画に当たるものとして策定するものです。

次に、3ページを御覧ください。

3、他の計画との関係ですが、国や北海道の計画を踏まえつつ、第6次総合計画・足寄町地域福祉計画をはじめ、各分野との連携協働の下、総合的に推進してまいります。

次に4ページ下段、計画の対象ですが、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すものであるため、手帳の有無にかかわらず全ての人を対象とします。

6、計画の推進につきましては、自立支援協議会において進捗状況の点検評価を行うこととしています。

5ページに移りまして、2、障害のある人を取り巻く現状、2、障害のある人の現状ですが、足寄町における身体障害者手帳の交付者数は平成28年度387人で、令和2年9月末で413人と微増傾向にあり、人口推移と同様高齢化が進んでいます。

7ページに移りまして、知的障害者の関係では、療育手帳の交付者数は令和2年9月末で65人で、ほぼ横ばいの状態が続き、高齢者の比率も高くなっています。

8ページに移りまして、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は令和2年9月末現在43人で、微増傾向にあります。

9ページに移りまして、自立支援医療精神通院の受給者数は平成28年度以降微増傾向にあり、令和2年9月で124人となっています。

次に10ページ、発達障害者についてですが、平成22年の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されました。また、発

達障害者支援法の施行から10年が経過し、平成28年に法改正が行われ支援の一層の充実が規定されました。

次に高次脳機能障害者についてですが、脳卒中などの病気や交通事故、頭部へのけがなどにより脳を損傷した後遺症として見られる障害で、精神障害者保健福祉手帳や精神通院の申請対象とされています。

次に難病患者ですが、平成25年障害者総合支援法の施行により障害者の定義に難病等が加えられ、障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

続きまして、11ページ御覧ください。

第2章 障がい者福祉計画について御説明いたします。

1、基本理念ですが、障害があっても安心して暮らせる地域づくりを基本理念として、障害のある人もない人も互いに地域社会の一員として関わり合い、支え合いながら生活していける地域づくりを目指します。

2、計画の目標及び体系、1、計画の目標において3つの目標を定め、①地域生活の支援体制の充実、②自立と社会参加の促進、③バリアフリー社会の実現を促進していきます。

続きまして、2、計画の体系は12ページのとおりで、それぞれの目標、施策の区分、方向を記載しています。

続きまして13ページ、3、施策の方向と主要施策、1、地域生活の支援体制の充実の生活支援につきましては、自らの決定に基づき身近な地域で日常生活または社会生活を営むことのできる体制を整備し、在宅サービスの量的、質的充実を図り、施設入所者等の地域生活への移行を推進するとともに、障害福祉、医療を支える人材の養成、確保に努めます。

14ページ、主要施策として、①生活支援体制の充実、②生活支援体制、地域移行支援の充実、15ページに移りまして、④障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実などに取り組むこととしております。

次に16ページ、保健・医療では、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

主要施策として、①適切な保健・医療の提供、②障害の原因となる疾病等の予防・治療、17ページに移りまして、③精神障害のある方や難病のある方など、障害の特性に応じた支援の充実に取り組むこととしております。

次に18ページ、2、自立と社会参加の促進では、療育・教育として、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を地域で一環して取り組むことができるよう体制の充実を図ります。

19ページ、主要施策として、①障害のある子供に対する支援の充実、②学校教育の充実などに取り組むこととしております。

21ページに移りまして、就労支援では、意欲や特性に応じた就労機会の拡大と賃金水準の向上や職場定着を促進します。

主要施策として、町民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり、②一般就労の促進、22ページに移って、多様な就労の機会の確保などに取り組むこととしています。

次に23ページ、社会参加では障害者が社会参加の主体として活躍できるよう環境整備を促進し、障害のある人と地域住民とが交流する場の整備、意思疎通手段の確保、移動に関する支援に努めます。

主要施策として、社会参加の促進などに取り組むこととしております。

25ページに移りまして、3、バリアフリー社会の実現では、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止として、差別を禁止し障害のある人の暮らしづらさを解消するとともに、障害者の権利を最大限に尊重することなどについて理解を促進します。

主要施策として、①権利擁護の推進、虐待の防止、②成年後見制度等の利用促進などに取り組むこととしています。

27ページに移りまして、生活環境では、住まいから交通機関、町なかまで連続し、ま

た冬期間の環境にも配慮した安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯・感染症対策を推進します。

主要施策として、①住まい・まちづくりのバリアフリー化などの推進、28ページに移りまして、②移動・交通のバリアフリーの促進、③防災・防犯体制の推進、④感染症予防・拡大防止対策の推進に取り組むこととしています。

29ページに移りまして、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実ですが、アクセシビリティとは利用しやすさ、使い勝手のよさと訳され、誰もが支障なく利用できる仕組みを目指すもので、主要施策として①情報通信における情報アクセシビリティの向上、30ページに移りまして、③選挙等における配慮に取り組むこととしています。

31ページ、御覧ください。

第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に移りますが、第2章の障がい者福祉計画で定める障害者施策の基本的な考え方や方針を受け、この第3章におきまして具体的な成果目標や実施計画を定めるものです。

1、成果目標ですが、自立支援の観点から令和5年度を目標年度として、7つの成果目標を設定します。目標は、第5期計画における実績を考慮するとともに、障害のある人の意向、本町の現状を総合的に勘案した上で設定します。

1、福祉施設の入所者の地域生活への移行につきましても、令和元年度末の施設入所者数は37人となっており、国の指針においては施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本としているため、本町は3人を目標とします。

32ページに移って、2、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築では、関係機関や医療機関との連携を図り、入院している精神障害者が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、必要な支援体制の構築を目指します。

続いて33ページ、3、地域生活支援拠点等が有する機能の充実ですが、障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能として、個の生活が確保される賃貸住宅型の福祉ホームを整備し、障害児・者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域全体で支えるサービス体制の構築を図ります。

続きまして34ページ、4、福祉施設から一般就労への移行等ですが、障害がある人やその家族、障害のある人を雇用している企業を対象とした個別相談会の開催等を通じて、双方の不安感の解消や相互理解の促進を図るとともに、就労場所の確保・拡大を目的とした情報交換会の場を設定することで、障害のある人の意欲や障害特性に応じた一般就労への移行を支援します。

続いて35ページ、5、障害児支援の提供体制の整備等ですが、(1)重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実、36ページに移りまして、(2)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業者の確保などを図っていきます。

37ページに移りまして、下段の6、相談支援体制の充実・強化等ですが、多様な相談内容や地域における生活上の複合的な課題に対応できるよう、体制の充実に取り組みます。

38ページ、7、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築ですが、北海道が実施する研修等に担当職員が積極的に参加する等により、障害福祉サービスの質の向上に取り組めます。

続いて39ページ、2、活動指標等ですが、各サービスの確保のための方策を定め、提供体制の計画的な整備を図ることとし、4項目について記載しています。1、障害福祉サービス相談支援では、居宅介護などの訪問系サービスについての見込量を、41ページでは日中活動系サービス、訓練系・就労系

サービスにおいて、療養介護、生活介護等などについて見込量を推計し、円滑なサービス提供を目指します。

44ページに移りまして、施設系サービス、居住系サービスにおいて、施設やグループホームにおけるサービス量の見込量を推計し、サービス提供に努めます。

続いて45ページ、相談系サービスですが、利用者のニーズに合わせたサービス利用計画作成や障害者が地域生活を継続できる相談体制の充実検討を進めます。

続いて47ページ、2、補装具ですが、希望する障害者への公平・公正な支給に努めます。

48ページ、3、障害児支援ですが、障害児通所系サービスにおいて、児童発達支援や放課後等デイサービスなどについての見込量を推計し、学校等の関係機関や地域サービス事業者との綿密な連携を図り、円滑なサービス提供を目指します。

51ページに移りまして、子どもセンターによる独自の取組内容ですが、児童相談の状況として本人、保護者からの相談、学校からの相談について記載をしております。

次に52ページですが、協議の場として相談があったケースについては、速やかにサポート会議等を開催し、関係機関で情報共有し早期かつ包括的に支援ができる体制を整備していきます。

次に、55ページを御覧ください。

4、地域生活支援事業の主な活動指標ですが、理解促進研修啓発事業においては、配慮を必要としている人への思いやりのある行動や障害や障害のある人に対する理解の促進を図っていきます。また、自発的活動支援事業や、56ページに移って、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業等の取組を進めます。

58ページに移りまして、日常生活用具給付事業では、希望する障害者への周知及び把握に努め、日常生活の利便性向上を図ります。

また、59ページの移動支援事業では、社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出の際の移動を支援するほか、移動手段がなく継続的な治療を要する腎臓機能障害者について、移動支援も実施しています。

59ページ下段、地域活動支援センター事業は、在宅の障害者等が通い創作的活動または生産活動の機会の提供を受け、社会との交流促進等を行う事業で、町内NPOが事業を実施しています。

60ページに移りまして、日中一時支援事業は、見守り、社会に適合するための日常的な訓練を行うとともに、家族の就労や一時的休息の支援につながっています。

続きまして、62ページを御覧ください。

福祉ホーム事業において、居住支援を必要とする障害者が円滑に利用できるよう支援を継続します。

次に、63ページを御覧ください。

63ページからは資料編で、策定経過、委員名簿、アンケート調査結果を掲載しています。

アンケート調査は、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の各所持者を対象に、生活状況や障害者サービスの利用意向等を把握するために調査をしたもので、計画策定の際の基礎資料であります。

以上、第6期足寄町障がい福祉計画等の概要説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号第3期足寄町障がい者福祉計画・第6期足

寄町障がい福祉計画・第2期足寄町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）についての件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号第3期足寄町障がい者福祉計画・第6期足寄町障がい福祉計画・第2期足寄町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）についての件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

◎ 議案第17号

○議長（吉田敏男君） 日程第15 議案第17号足寄町議会議員及び足寄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 16ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第17号足寄町議会議員及び足寄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、町議会議員及び町長選挙における立候補に係る環境の改善を図るため、当該選挙に係る選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に要する費用の公費負担に関する事項を定めるため制定をするものでございます。

条例の内容につきまして、第1条から順に御説明させていただきます。

第1条は、本条例制定の趣旨を規定したものでございます。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担に関する規定で、候補者1人につき一日当たり6万4,500円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額の範囲内で、供託物が足寄町に帰属することとならない場合、つまり供託物が没収されない候補者について、自動車を無料で使用することができることを定めております。

第3条は、自動車の使用に係る契約締結の届出に関する規定で、この制度の適用を受けようとする候補者は、その手続として第4条第1号による一般運送契約により自動車を使用する場合は、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と、また、第4条第2号による一般運送契約以外により自動車を使用する場合は、それぞれ個別の契約について、その相手方と有償契約を締結し、足寄町選挙管理委員会に届け出なければならないことを定めております。

第4条は、自動車の使用の公費負担額とその支払手続に関する規定で、支払手続は第3条による届出をした候補者のうち、供託物を没収されない者について、その各契約の相手方に対し、本町がその請求に基づき支払うことを定めております。

公費負担額につきましては、第1号に規定する一般運送契約の場合は、一日当たり6万4,500円を限度額として定めております。

第2号は、一般運送契約以外の契約であります自動車の借入れ、燃料供給、運転手の雇用のそれぞれ個別に契約を締結した場合の公費負担額について定めており、アにおいて、自動車の借入契約の場合は一日当たり1万5,800円を、イにおいて、自動車の燃料の供給に関する契約の場合は一日当たり7,560円を、ウにおいて、自動車の運転手の雇用に関する契約の場合は一日当たり1万2,500円をそれぞれ限度額として定めております。

第5条は、契約の指定に関する規定で、第4条で御説明をいたしました第1号の一般運

送契約と第2号の個別の契約が重複して契約されているときは、候補者がいずれかの契約を指定し、支払対象となる契約内容を確定することを定めております。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する規定で、供託物が没収されない候補者についてビラを無料で作成することができることを定めております。

第7条は、選挙運動用ビラの作成に係る契約締結の届出に関する規定で、この制度の適用を受けようとする候補者は、ビラの作成を業とするものとの間で有償契約を締結し、足寄町選挙管理委員会に届け出なければならないことを定めております。

第8条は、ビラの作成の公費負担額とその支払い手続に関する規定で、支払い手続は第7条による届出をした候補者のうち、供託物を没集されない者について、契約の相手方に対し本町がその請求に基づき支払うことを定めております。

公費負担額につきましては、ビラ1枚当たりの作成単価7円51銭に、町議会議員選挙においては1,600枚、町長選挙においては5,000枚を乗じて得た金額の範囲内とすることを定めております。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する規定で、供託物が没集されない候補者について、第11条に定める1枚当たりの作成単価にポスター掲示場数に1.2を乗じて得た金額の範囲内でポスターを無料で作成することができることを定めております。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成に係る契約締結の届出に関する規定で、この制度の適用を受けようとする候補者は、ポスターの作成を業とする者との間で有償契約を締結し、足寄町選挙管理委員会に届け出なければならないことを定めております。

第11条は、ポスターの作成の公費負担額とその支払い手続に関する規定で、支払い手続は第10条による届出をした候補者のうち、供託物を没集されない者について契約の

相手方に対し本町がその請求に基づき支払うことを定めております。

公費負担額につきましては、ポスター1枚当たりの作成単価1,320円にポスター掲示場数に1.2を乗じて得た金額の範囲内とすることを定めております。

第12条は、委任に関する規定で、本条例の施行に関して必要な事項は選挙管理委員会が定めることとしております。

最後に、附則でございますが、第1項におきまして、この条例は公布の日から施行することを、第2項ではこの条例は条例施行の日以後に告示される選挙について適用することを定めております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を受けます。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号足寄町議会議員及び足寄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第17号足寄町議会議員及び足寄町長の選挙における選挙運動の公費

負担に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号

○議長（吉田敏男君） 日程第16 議案第18号足寄町選挙公報の発行に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 18ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第18号足寄町選挙公報の発行に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

選挙公報の発行につきましては、公職選挙法第172条の2に規定されており、その発行につきましては任意とされているところでございます。

本町では、昭和49年に条例を制定いたしました。昭和59年に立会演説会の開催や法定はがきの配布等により、選挙公報の発行に代えることができるなどの理由によりまして、条例を廃止した経過がございます。

しかし、選挙権年齢が18歳に引き下げられ、若年層に対する選挙参加のための公報の必要性は高まっているほか、全有権者に対して候補者の氏名、経歴、政見等について知る機会を広げるべく選挙公報を発行するため、新たに本条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、第1条から順に御説明をさせていただきます。

第1条は、本条例制定の趣旨を規定したものでございます。

第2条は、選挙公報の発行に関する規定で、選挙ごとに候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を発行しなければならないことを定めております。

第3条は、掲載文の申請に関する規定で、候補者が選挙公報に掲載を受けようとするときは、その内容を選挙告示日に文書により選

挙管理委員会に申請しなければならないこと。また、第2項では選挙公報として品位を損なう事項を記載してはならないことを定めております。

第4条は、選挙公報の発行手続に関する規定で、公報への掲載文は原文のまま掲載しなければならないこと、公報への掲載順序はくじで決定することなどを定めております。

第5条は、選挙公報の配布に関する規定で、選挙期日の前日までに配布をすることを定めております。

第6条は、選挙公報の発行を中止する場合の規定で投票を行う必要がなくなったとき、天災などその他特別の事情があるときは選挙公報の発行手続は中止することを定めております。

第7条は、委任に関する規定で、本条例の施行に関して必要な事項は、選挙管理委員会が定めることとしております。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号足寄町選挙公報の発行に関する条例の制定についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第18号足寄町選挙公報の発行に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号

○議長(吉田敏男君) 日程第17 議案第19号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) 19ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第19号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正は、障害者地域生活支援拠点施設建設予定地を土地開発基金で購入するため、基金の額を積み増すに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

足寄町土地開発基金条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3,324万7,000円」を「6,363万9,000円」に改めるものでございます。

基金を積み増す額の3,032万1,000円につきましては、今定例会に提案させていただいた令和3年度一般会計予算に土地開発基金操出金といたしまして計上いたしております。

附則におきまして、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し

上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第19号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号

○議長(吉田敏男君) 日程第18 議案第20号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) 20ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第20号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、町道敷地の測量の結果、土地を分筆したことによりまして、町道敷地に隣接する喜登牛集落センターの位置に変更が生じ

ましたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

足寄町公の施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「足寄町喜登牛663番地」を「足寄町喜登牛663番地1」に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

21ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第20号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

2時10分再開といたします。

午後 1時53分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第21号

○議長（吉田敏男君） 日程第19 議案第21号足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） 議案書22ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第21号足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、地方税法附則第3条の2第5項の改正に基づく延滞金の割合の特例に関する改正で、本条例附則第2条第1項の規定から延滞金の率のもととなる平均貸付割合がマイナスになった場合に、延滞金特例基準割合に、同条第1項に規定する所与の割合を加算しても、その加算した割合が0.1%未満となる可能性があるため、それに対応する規定として、特例基準割合を除いてその加算後の割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%とする規定を新たに追加するものでございます。

施行期日につきましては、附則において、公布の日から施行することとし、地方税法附則第3条の2第5項の改正の施行が令和3年1月1日であることから、この日から適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によることとしております。

議案書23ページに本条例の改正に関する新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと存じます。

以上、本条例の改正に関する提案理由の説

明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第21号足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第22号

○議長（吉田敏男君） 日程第20 議案第22号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） 議案書24ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第22号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正の理由といたしましては、先般令和3

年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が公布され、改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2において規定する新型コロナウイルス感染症を定義する条項が削られたことから、この条項を引用している足寄町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改め分を御覧いただきたいと存じます。

足寄町国民健康保険条例附則第2条において、改正削除された「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」という文言があることから、この部分を改め、新たな新型コロナウイルス感染症の定義として、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律において規定している文言、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に置き換える改正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日から施行することとしております。

議案書25ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第22号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第23号

○議長(吉田敏男君) 日程第21 議案第23号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長(保多紀江君) ただいま議題となりました、議案第23号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

26ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、第2回臨時会に提案し議決を頂きました第8期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の全9段階の保険料率を平成30年度から令和2年度までの保険料率と同額とするため、年度の改正等をお願いするものでございます。

また、先ほど議決を頂きました足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部改正と同様に、地方税法の改正に基づく還付加算金等の割合に関する条項を追加するものでございま

す。

次に、条例の主な内容について御説明を申し上げます。

足寄町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改めるものでございます。

附則ですが、第1条、この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第6条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用するものであります。

また、第2条及び第3条で経過措置を規定しております。

なお、27ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第23号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号

○議長(吉田敏男君) 日程第22 議案第24号足寄町指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長(保多紀江君) ただいま議題となりました、議案第24号足寄町指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

28ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、3年に一度の介護報酬に係る改定が行われることに合わせ、介護サービスに係る厚生労働省令が改正になったことから、本町の4つの条例におきまして、高齢者虐待防止の推進及びケアの質の向上を推奨するものの2項目を追加する所要の改正を行うものでございます。

条例の主な内容について御説明を申し上げます。

第1条、足寄町指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

第5項、指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第6項、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ

有効に行うよう努めなければならない。

以下、同様に第2条において、足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営に関する基準を定める条例第3条に2項を加える。

第3条において、足寄町指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例第5条に2項を加える。

第4条において、足寄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第3条に2項を加えるものでございます。

附則ですが、第1条、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

また、第2条で経過措置を規定しております。

なお、29ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号足寄町指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第24号足寄町指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第25号

○議長(吉田敏男君) 日程第23 議案第25号足寄町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長(増田 徹君) ただいま議題となりました、議案第25号足寄町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書30ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、道路法等の改正により道路の安全と効果的な利用のための新しい制度が創設されたこと、及び引用条文の条項ずれ等が生じたため、足寄町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正するものでございます。

改正内容について申し上げます。

足寄町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を、次のように改正する。

第4条及び第6条第7項並びに第10条第4項の改正は、条項ずれへの対応と引用条文の整理を行っております。

第33条では、交通安全施設として、「自動運行補助施設」を加え、第42条及び第43条では、引用条文の文言整理を行い、第44条と第45条を各1条繰り下げ、第44条として、歩行者利便増進道路の安全性と利便性を確保するための基準を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日

から施行することとしております。

なお、31ページから32ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番。

○1番(多治見亮一君) 今の中に、自動運行補助施設というふうに入ると伺いましたが、具体的にはどのようなものをいいますか。教えてください。

○議長(吉田敏男君) 答弁、建設課長。

○建設課長(増田 徹君) お答えをいたします。

自動運行補助施設とはですが、電子磁気的方法により自動運転装置を備えた自動車の自動的な運行を補助するための施設ということで、電磁誘導線や磁気マーカーなどで自動運転を補助する役割を果たす施設でございます。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) 他に質疑ございますか。

6番。

○6番(熊澤芳潔君) これは第44条の2項に書いてあるのですけれども、足寄町としては今後この設置というのは何か所ぐらいつながってくるのですか、これによって。

○議長(吉田敏男君) 答弁、建設課長。

○建設課長(増田 徹君) 現在のところ、まだ該当するところがないので、設置については考えておりません。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) 他に質疑はございますか。

2番。

○2番(高道洋子君) 32ページの改正後

の3というところに、歩行者利便増進道路ですか、その中に高齢者、障害者が移動が円滑にいくようにということを書いてありますけれども、そういう自動車とかでなくて、例えば高齢者が歩行する歩道ですね、歩道が波打って、何度もお聞きしたことあるのですけれども、そういうのもこの法律によって改正できるのですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 歩行者利便増進道路というような形で書かされているところなのですけれども、一応歩行者の滞留スペースだとか、バリアフリーに適合するだとか、それからベンチだとか、サイクルコートなどを設置するというような基準を定めた条例になっていますので、凸凹になったからというようなのは、これについては該当にはならないかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 足寄町で皆さん運動したり歩いたりして結構歩行者がいっぱいいます。大いに健康のために歩こうということで、そのときは車道ではなくて歩道を歩きますけれども、何度も言っているように、すごく凸凹が激しくて穴が空いていたりとか、特に波打っているのですよね。そういうことです。それがすごく健康のためにも利便性からいっても、この用語にぴったりかなと思ったのですけれども、また別予算ということですね、それは。町が舗装道路改修のための5,000万円でしたか、年間。そっちでやっぱり使うようになるのでしょうかね。これには当てはまらないということですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

この条例の改正につきましては、道路の構造を決めていく条例でございます、今回新しく歩行者専用道路だとかということのかな、そういう道路があるわけですが、その構造についてはこういうことで決めていきま

すよということでありまして、歩道は歩道で今までどおり、そういう構造というのは決まっているわけでありまして、その構造については今までと変わらないということになります。ただ、やっぱり経年劣化といいますか、長年使っているうちに歩道が劣化をしてきて凸凹になったりだとか、そういったことが出てきますけれども、それはそれで構造としてはもう既に決まっているものであって、そういう凸凹になったものについては今後そういうところは必要に応じて修繕というのか改修をしていくというようなこととなりますので、ここで今回の条例改正の部分の中ではそういう部分については特に触れられていないというか、今後歩道だとかの補修だとかそういったものというのは当然これからも必要になった都度やっていかなければならないというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号足寄町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第25号足寄町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正す

る条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第26号

○議長（吉田敏男君） 日程第24 議案第26号足寄町公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第26号足寄町公園条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書33ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、引用条文の条項ずれが生じたため、足寄町公園条例の一部を改正するものでございます。

改正内容について申し上げます。

足寄町公園条例の一部を次のように改正する。

第1条の4第1項中「第2条第13号」を「第2条第15号」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

なお、34ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号足寄町公園条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第26号足寄町公園条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、3月16日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 2時44分 散会

令和3年第1回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員